



NO. 127 (通号218号)
平成30年10月号

くらしのフレッシュ便



相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

《相談内容》 不用品の買い取りトラブルに注意しましょう

事業者から「いらぬ靴はないか」という電話があり、訪問を承諾した。訪問してきた担当者に靴を見せて買い取ってもらうことになったが、「指輪やネックレスはないか」と言われた。断ったが「見るだけなので見せてほしい」と言われたため、売る意思はないことを伝えながら見せたところ、「持っていて使わないでしょう」等と説得され、結局指輪とネックレスも買い取られた。数日経って考え直し、買い取られた品物を返してもらいたいため、クーリング・オフ通知の書き方を教えてほしい。(80歳代 女性)



《アドバイス》

クーリング・オフについて説明し、書面の書き方を助言しました。訪問購入では、特に以下のことに気を付けましょう。

- 訪問購入では、飛び込み勧誘は禁止されています。不要なら、家の中に入れないようにしましょう。
- 売るつもりのないものは、見せてほしいと言われても、きっぱりと断ってください。
- 法律で決められた書面を受け取った日から8日間以内であれば、クーリング・オフが可能です(自動車や家具等、一部の物品は適用除外)。不明な点があれば、早めに近くの消費生活センターに相談してください。
- クーリング・オフ期間中であれば、物品を引き渡す必要はありません。後悔しないために、本当に買い取ってもらう必要があるか冷静に考えましょう。

生活情報ファイル

多重債務は一人で悩まず相談してください

多重債務に陥らないために

多重債務は「生活費のため」「クレジットカードの使いすぎ」等、身近な理由で誰もが陥るおそれがあります。今一度、自分のお金の使い方・借り方を振り返りましょう。

○クレジットカードは管理できる枚数にし、毎月の明細を忘れず確認する

○リボルビング払い(いわゆる“リボ払い”)は、仕組みをきちんと理解し、返済できる範囲内で利用する

○お金を借りる際は、返済の目途は立つか、金利や手数料はいくらかを確認する

借金の返済でお困りの方へ

借金の問題を解決するための第一歩は、一人で悩まず、適切な窓口にご相談することです。県内では、消費生活センター(局番なしの188番)のほか、中国財務局多重債務相談窓口、法テラス広島、広島弁護士会、広島司法書士会等が相談を受け付けています。詳しくは、広島県消費生活課及び各団体のホームページでご確認ください。

☞ 広島県消費生活課ホームページ「借金の相談について」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/41/tajusaimusoudan.html>

試してみよう、消費者力！第7回（平成30年度）

Q クーリング・オフについて述べた文のうち、適切なものを選びなさい。

- 1.クーリング・オフした場合、商品の返送費用は消費者が負担する。
- 2.クーリング・オフ期間は、契約書面を渡された日の翌日を初日として数える。
- 3.クーリング・オフ通知はクーリング・オフ期間内に販売会社に届かなければならない。
- 4.クーリング・オフする際、解約理由を記載する必要はない。

【第14回消費者力検定(平成29年度実施)応用コースから】

くらしのまめちしき

食品ロスを減らしましょう

日本の「食品ロス」の現状を知っていますか？

食べられるのに捨てられる食品、いわゆる「食品ロス」の年間量は、646万トン（平成27年度）と試算されています。1人当たりお茶碗1杯分の食べ物が毎日捨てられている計算になります。一方で、食糧難に苦しむ人々に送られる食料は年間320万トンであり、食品ロスの量はその約2倍にあたります。



消費者庁イラスト集より

「もったいない」意識してみれば、こんなことができます

① “買う” とき

買い物をする際は、事前に冷蔵庫内にある食品をよく確認して、食材の買いすぎを防ぐ

② “使う” とき

レシピを考える際は、余った食材から使うようにする

- ・「消費者庁公式クックパッド」では、様々な食べきりレシピを紹介しています。
- ・賞味期限は「おいしく食べることができる期限」であり、超えてもすぐに食べられなくなるわけではありません。すぐに廃棄せず、食べられるかどうか、見た目や臭い等から自分で判断しましょう。

③ “食べる” とき

外食時はボリュームを確認し、食べ切れそうにないと感じたら、小盛メニューを利用したり、「少なめで」とお願いする。宴会の席では、「3010運動」を実践する

「3010運動」とは？

…食品のロスを減らすための取り組みです。乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開き10分前になったら自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。

「試してみよう、消費者力！検定第6回」解答と解説⇒（正解－4）クーリング・オフは、契約後、冷静に考え直す時間を与えて、消費者が一方的に契約を解除できる制度。理由は問わず、返送費用は事業者が負担する。期間は、契約を結んだ日ではなく、クーリング・オフなどについて記載した契約書面を受領した日から起算する。クーリング・オフによる契約解除となるのは、通知書を発信したときである。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。